

# 参院選スペシャル

# GoVote 2016 7.10

今なら間に合う

## 2つの制度をおさらい (参考資料①)

投票日に用事があって  
投票所行けないんだけど。。

そんな時は

# 期日前投票

選挙期日前であっても、  
選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる  
(つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる)  
仕組みです。

方法

① 家に届いている投票所入場券を持ち  
期日前投票の場所へ行く

以上。超簡単。

僕らは、  
家族や地域の幸福を守ってくれるリーダーを選ぶ必要がある。  
そのリーダーとは、きれいな水、空気、土を大切にし、  
気候変動対策と再生可能エネルギーへのシフトを勇気を持って進める人だ。  
僕らがそのような行動を取らなければ、  
人類のため、意義のある問題に賢明な一票を投じなければ、  
子供たちの将来とその他の野生について気にかけない誰かの思うつぼなのだ。

- patagonia (参考資料②)

### ちょっと一言

6月22日参院選公示日の東京新聞に掲載されていたpatagoniaの全面広告に「おおお。。」と感じるものがあったので、思わずこんなの作っちゃいました。下の参考資料②のHPでそれがどんな感じの広告だったかわかります。文章を一部ここにも引用してます。 ってことで、とりあえず投票に行きましょう。

参考資料  
①総務省HP 投票制度  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo05.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo05.html)  
②パタゴニアHP 環境的および社会的責任「環境に投票を」  
<http://www.patagonia.jp/patagonia.go?assetid=100525>

③政治山HP 特集「参議院議員選挙2016」  
<http://seijiyama.jp/article/special2/saninsen2016/>  
④朝日新聞デジタル2016年6月10日「下宿生こそ不在者投票を」大学が利用呼びかけ  
<http://digital.asahi.com/articles/ASJ666KGRJ66UTIL05C.html>

今住んでる場所に  
住民票移してないんだけど。

そんな時は

# 不在者投票

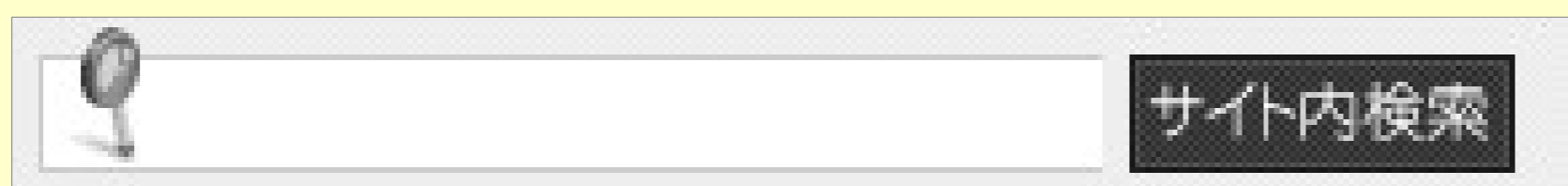
仕事や旅行などで、選挙期間中、  
名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、  
滞在先の市区町村の選挙管理委員会で  
不在者投票ができます。  
また、指定病院等に入院等している方などは、  
その施設内で不在者投票ができます。

引っ越して3ヶ月未満だよ  
という人も旧住所地の  
不在者投票が使えます。

方法

学生が下宿先に住民票を移していない  
というケースでは不在者投票を認めない市区町村も  
一部あるらしいです。  
でも、恐らくそれは少数派。  
「下宿生こそ不在者投票を」大学が呼びかけ  
という記事(参考資料④)も出てくるくらいなので、  
学生さんも是非トライ

- ① 住民票のある市区町村のHPを検索
- ② そのHP内で「不在者投票」と検索



こんな感じの「サイト内検索」があれば利用。  
なければ、『選挙管理委員会』のページを探す

- ③ 不在者投票宣誓書をダウンロード
- ④ 必要事項を記入し投函

⑥の投票後、投票用紙は本来の投票所に郵送される。  
これが投票日(7月10日)20:00までに届かないと棄権扱い。  
なので、郵便でのやりとり日数も考慮してなるべく早めに。

- ⑤ 投票用紙が郵送されてくる
- ⑥ 郵送されてきた投票用紙を持ち  
今住んでいる場所の選挙管理委員会  
へ行って投票

住民票のある住所の選挙区の候補者へ投票するので、  
事前に誰に入れるかメモっていく必要あり。  
各選挙区の候補者は例えば政治山HP(参考資料③)などで  
チェック

以上。簡単。

皆が一体となって動けば  
僕らが必要な政府を選べる

- patagonia (参考資料②)